

# 一般財団法人東京都スキー連盟ジュニア育成助成金交付に関するガイドライン

## (目的)

1. このガイドラインは、加盟団体の実施するジュニアを対象としたスキー・スノーボードの普及、振興のための体験・活動に対して、奨励することを目的として交付するジュニア育成助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

## (交付の対象)

2. 助成金の交付対象は以下のとおりとする。

(1) 対象年齢は、中学生以下（以下「ジュニア」という。）とする。

(2) 対象事業は、加盟団が主催する次の事業を基準とする。ただし、他の団体への講師派遣、企業との合同事業（共催及び協力等を含む。）並びに企業からの支援金を受けている事業については本事業の対象にはならない。

ア ジュニアを対象としたスキー・スノーボードの講習会

イ ジュニアを対象としたスキー検定

## (助成金交付の基準)

3. 助成金は、本連盟に申請した加盟団体が実施する一つの事業のみについて交付する。

(1) 助成金の交付対象となる経費は、旅費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、スポーツ用具費、講師謝金その他活動に必要な経費とし、使途を明確にしなければならない。

(2) 助成金は、ジュニア1名あたり2千円を基準とする。ただし、交付対象加盟団体が多数の場合には減額されることがある。

(3) 1加盟団体あたりの助成金交付総額は10万円を限度とする。

## (申請手続)

4. 助成金の交付を受けようとする加盟団体は、理事会が定める助成金交付申請書に記載の上、本連盟に提出しなければならない。

なお、申請は加盟団体が開催を予定する当該年度中の一つの事業とする。

## (申請時期)

5. 4項の申請時期は理事会が定める時期とし、その旨をホームページに公開する。

## (申請の受理等)

6. 総務本部長は、指定の期日までに加盟団体から申請されたものについて審査し認定するものとし、認定加盟団体をホームページで公表することでその通知に代えるものとする。

## (報告義務)

7. 6項により認定された加盟団体は、助成金対象事業の完了後すみやかに、理事会の定める実施報告書を作成の上、本連盟総務本部長宛てに5月15日までに提出しなければならない。提出期限を超えての提出は原則として受理しないものとする。ただし、やむを得ない理由により期限を超える場合は、あらかじめ総務本部長に申し出るものとする。

## (交付の決定)

8. 総務本部長は、7項の実施報告書を審査し、理事会の決議により交付の決定を行う。交付対象加盟団体長には助成金交付決定通知書により通知するとともに、助成金の交付を行う。

## (事業変更等の処置)

**9.** 申請加盟団体は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく本連盟総務本部長にその旨を報告（書式任意）しなければならない。総務本部長は報告内容を審査し、再認定または認定の取り消しを行う。

- (1) 助成金申請を取り下げるとき
- (2) 助成金対象事業の内容を変更するとき
- (3) 助成金対象事業を中止するとき

**(助成金交付後の取消等)**

**10.** 本連盟は、交付対象加盟団体が次の各号の一に該当する事由が生じたと認めるときは、8項の交付決定後においても、その全部若しくは一部を取消すとともに交付金の返金を求めるものとする。

- (1) 助成金交付申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき
- (2) 助成金を助成金対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 助成金対象事業に関して不正等の不適切な行為があったとき

**(説明会等の実施)**

**11.** 本連盟は申請加盟団体に対し、本事業の細部について説明会等の開催を行う。開催時期・場所等については別途通知するものとする。また、ジュニア育成の情報共有の場としての活用を図る。

**12.** 加盟団体の担当者は、努めてプラスチックメールの登録をすること。

**(その他)**

**13.** 本ガイドラインに定めのないことは別途協議するものとし、必要に応じて理事会が審議し決定する。

初 版：2019年10月16日

第二版：2024年12月11日

第三版：2025年12月01日